

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案 (選挙事務関係者の住所の告示事項等関係) 概要

1 趣旨

投票管理者等を選任した場合に行う告示の告示事項の見直しを行うとともに、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者となる者の要件を緩和する等の改正を行う。

2 改正概要

(1) 選挙事務関係者の住所の告示事項の見直し関係

選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う氏名、住所等の告示について、住所の全部の告示に支障があるときは、その一部の告示をもって代えることができることとする。

(2) 病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者となる者の要件緩和関係

介護老人保健施設や介護医療院の施設長（院長）に医師以外の者がなり得ること等を踏まえ、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者の要件から医師資格を撤廃する。

(3) 点字投票で使用することができる点字の追加関係

投票に関する記載について文字とみなすこととされる点字について定めた別表第一に、特殊音（外来語表記）及びアルファベット等を追加する。

[今後の予定]

令和4年2月9日 パブリックコメント開始

令和4年3月10日 パブリックコメント終了

令和4年3月下旬 閣議（予定）

令和4年3月下旬 公布・施行（予定）